

卒業後も就職活動をしている既卒者(中学・高校・大学等を卒業後3年以内の方)を有期雇用で育成し、正規雇用する事業主を支援します！

## 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動をしている既卒者(中学・高校・大学等を卒業後3年以内の方)を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3ヵ月)で雇い入れ、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に奨励金を支給します。

**有期雇用期間(原則3ヵ月):対象者1人につき月額10万円**

**有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ:対象者1人につき50万円**

※ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の活用を希望される場合は、管轄のハローワークに一般求人の申込みが必要です。既に申し込まれている場合も、求人票内に「既卒者トライアル雇用」の表示が必要です。まずは管轄のハローワークへ連絡し、必要な手続きについて確認してください。

### 支給対象事業主

既卒者トライアル雇用求人管轄のハローワークに提出し、ハローワーク・新卒応援ハローワークの紹介により、既卒者トライアル雇用対象者を原則3ヵ月間の有期雇用として雇い入れ、その後正規雇用で雇い入れた事業主。

※ 「既卒者トライアル雇用求人」とは、中学・高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動中の方を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヵ月以内の有期雇用を行う求人です。

※ 「正規雇用」とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く)として雇用すること」を指します。

※ 平成24年3月31日までに既卒者トライアル雇用奨励金対象者をトライアル雇用した場合に支給対象となります。

### 対象となる既卒者の条件

次のすべてに該当する方が対象になります。

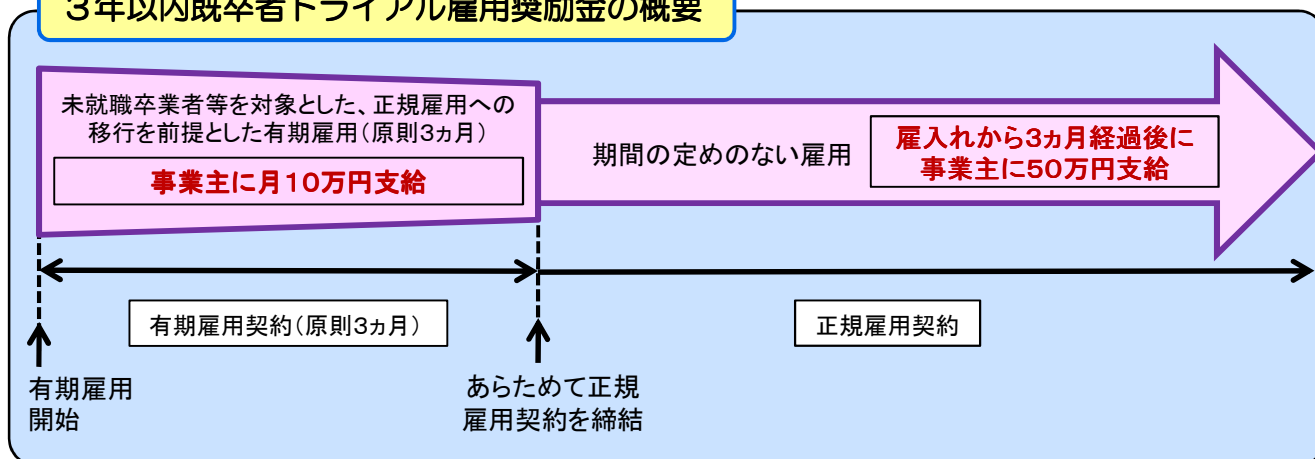
- 平成21年3月以降に学校※を卒業した者  
※中学校、高校、高専、大学、大学院、短大、専修学校等の卒業者が対象です。
- 卒業後安定した職業に就いた経験がない、40歳未満の者(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者)
- ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定で、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者

### 奨励金支給額

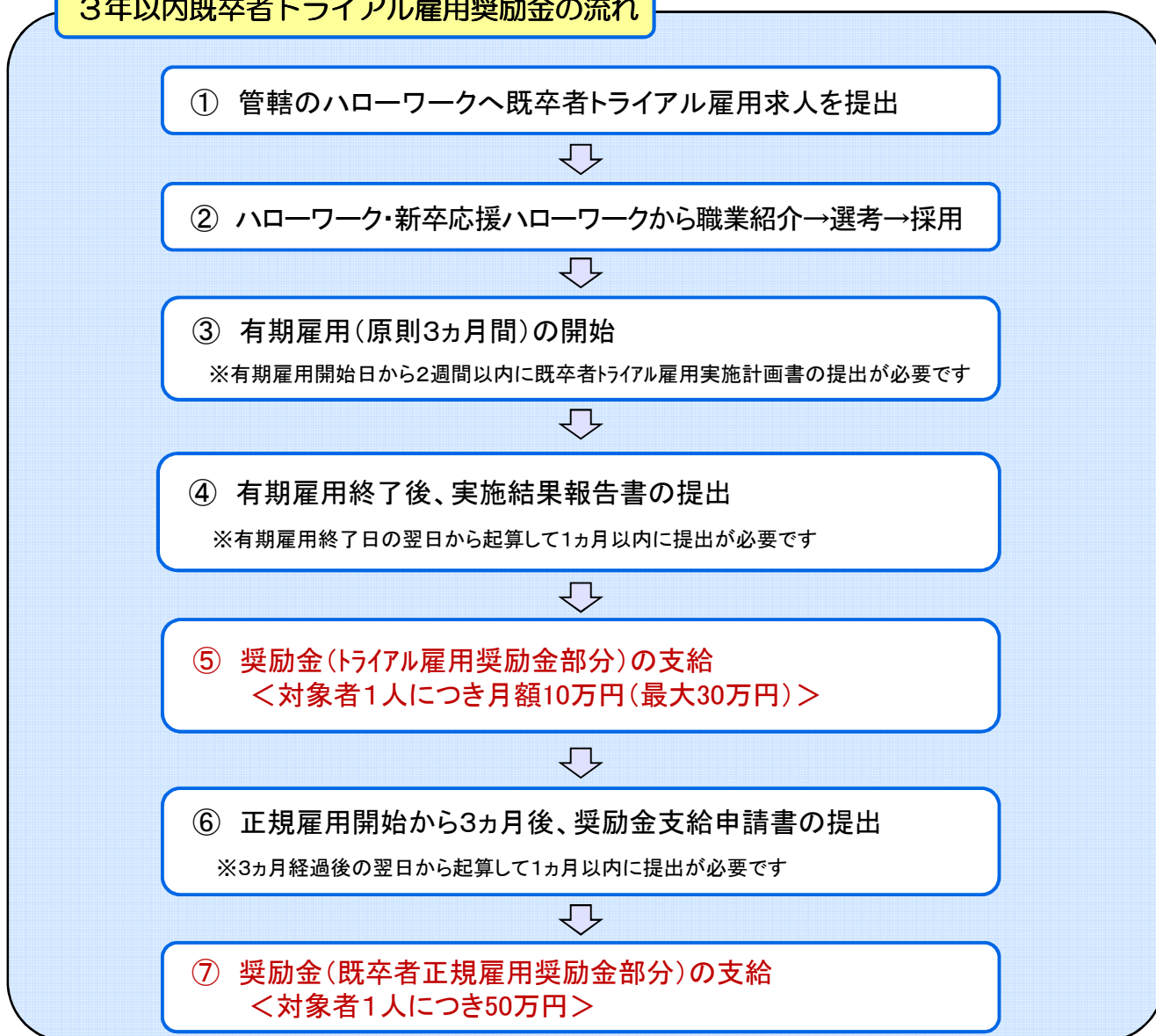
- 有期雇用期間(原則3ヵ月)・・・対象者1人につき月額10万円(最大30万円)
- 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・対象者1人につき50万円  
(雇入れから3ヵ月経過後に支給)

※ 有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の支給対象となります。

### 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の概要



### 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の流れ



奨励金の支給には一定の要件があります。詳細については管轄のハローワークまたは愛知労働局あいち雇用助成室(電話 052-219-5519)へお問い合わせください。

